

公 募 公 告

「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務」について、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

令和8年5月1日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 内容

「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり

(4) 委託契約金額の上限

138,092,149円（消費税および地方消費税を含む）

なお、この事業において必要となる奨励金の原資125,282,000円（予定）を含む

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。共同事業体による申請の場合、すべての構成員が次に掲げる要件を満たすこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 本委託業務の参加資格認定の日において現に指名停止措置を受けていないこと
- (3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者であること
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 福井県内に営業拠点（支店または本店）を有する者であること
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと
- (9) ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務運営業務プロポーザル審査会（以下「審査会」）前3年間における団体の事業等において、重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- (10) 福井県から訴えを提起されていないこと
- (11) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

3 参加資格の認定の手続き等

(1) 参加資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、参加資格の認定を受けなければならない

① 提出書類および部数

「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務に係るプロポーザル実施要領」による

② 提出方法

持参の場合は、土・日・祝日を除く9時～17時に持参すること

郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること

③ 提出期限

令和8年5月18日（月）17時まで（必着）

なお、提出後における書類の追加および変更は認めない

④ 提出場所の所在地および名称

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部子ども未来課子育て応援グループ（担当 金森、南部）

電話 0776-20-0289

FAX 0776-20-0640

電子メール kodomomirai@pref.fukui.lg.jp

⑤ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする

ア 交付期間

令和8年5月1日（金）から5月18日（月）9時から17時の間（土日祝を除く）

イ 交付場所

3（1）④に同じ

なお、福井県健康福祉部子ども未来課ホームページからもダウンロードすることができる

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/r8fukuikupf-proposal.html>

(2) 参加資格の認定の結果の通知

参加資格の認定は令和8年5月19日（火）付けで書面により申請者に通知する

4 業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和8年5月12日（火）17時までに質問票（様式第1号）を電子メールにより提出すること（提出先は3（1）④に同じ）

質問に対する回答は令和8年5月13日（水）までに電子メールにより行う

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および部数

「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務に係るプロポーザル実施要領」による

(2) 提出方法

持参の場合は、土・日・祝日を除く9時～17時に持参すること

郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること

(3) 提出期限

令和8年5月27日（水）17時まで（必着）

なお、提出後における書類の追加および変更は認めない

(4) 提出場所

3（1）④に同じ

(5) 提出資料の様式等

3（1）⑤に同じ

6 審査会および契約先候補者の選定等

(1) 審査会の実施

契約先の選定は、審査会において公正に審査し、最も優れた提案者を契約先候補者として選定する

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず企画提案書を提出した者全員に書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない

(3) 企画提案書の選定に際し審査する事項

「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業運営業務に係るプロポーザル実施要領」による

7 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は受け付けない

(2) 提出された企画提案書は返却しない

(3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする

(5) 選定に当たり、企画提案書の内容について説明を求める場合がある

(6) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による